

平成27年度 第1回 小平市介護保険運営協議会 会議要録

1	開催日時	平成27年6月17日(水) 午後2時00分～4時00分
2	開催場所	小平市健康福祉事務センター 2階 会議室(3)(4)
3	出席委員名 (敬称略)	小澤尚、加藤希、金子恵一、木村源一、黒澤桃枝、佐藤正孝、清水太郎、下村咲子、高橋真奈美、棚井俊雄、中島千恵、野崎紘一、馬場孝道、山路憲夫
4	配布資料	<p>(1) 平成27年度 第1回 小平市介護保険運営協議会 会議次第</p> <p>(2) 資料1 小平市地域包括支援センター事業実施方針</p> <p>(3) 資料2 平成26年度地域包括支援センター活動実績(4月～3月)</p> <p>(4) 資料3 平成26年度地域ケア会議の概要報告</p> <p>(5) 資料4 地域包括支援センターけやきの郷たかの台出張所の移転のお知らせ</p> <p>(6) 資料5 平成26年度介護予防事業の概要報告</p> <p>(7) 資料6 地域密着型サービス事業所の指定等について</p> <p>(8) 資料7 平成27年度地域密着型サービス整備・運営事業者募集の概要について</p> <p>(9) 資料8 小平市認知症支援ガイドブック</p> <p>(10) 資料9-1 介護予防・日常生活支援総合事業等の実施工程について</p> <p>(11) 資料9-2 介護予防・日常生活支援総合事業を開始するための準備作業等のスケジュール</p> <p>(12) 資料9-3 平成27年度小平市介護サービス事業者アンケート調査結果について(速報)</p>
5	傍聴人数	3名
6	次 第	<p>1 開会</p> <p>2 配付資料の確認</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 地域包括支援センターの運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター事業実施方針について(資料1) ・地域包括支援センターの活動報告(資料2) ・平成26年度地域ケア会議の概要報告(資料3) ・地域包括支援センター出張所の移転について(資料4) <p>(2) 介護予防事業の概要報告(資料5)</p> <p>(3) 地域包括ケア推進計画の広報について</p> <p>4 協議・検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型サービス事業所の指定等について(資料6) (2) 地域密着型サービス整備・運営事業者募集について(資料7) (3) 認知症ケアパス(案)について(資料8) (4) 介護予防・日常生活支援総合事業に実施について(資料9-1、9-2) <p>5 閉会</p>

1 開会

2 配布資料の確認

3 報告事項

(1) 地域包括支援センターの運営について

・地域包括支援センター事業実施方針について

質疑なし

・地域包括支援センターの活動報告

質疑なし

・平成26年度地域ケア会議の概要報告

〔質疑応答〕

委員：各機関の情報共有や連携が足りない。もっと連携する動きをつくっていかなくてはいけないのかなと思う。また、会議に参加している以外にも多くの民間企業があるわけで、そういった民間企業をもっとこういった場に引き入れることが必要ではないか。

事務局：各地域包括支援センターで行っている会議も含め、頂いたご意見を踏まえて検討していく。

会長：今回の介護保険制度改正で地域ケア会議が非常に重要なものとして位置づけられた。地域ケア会議の場で、関係団体や多職種が連携を行うことで、課題を共有し、それを地域包括ケアの中身づくりに結び付けていくことが求められている。地域ケア会議を活用し、どうやって地域の課題や個別課題のあぶり出しにつなげていくのかということ、もう少し分かりやすくしていただきたい。

事務局：こういった地域ケア会議の機会を捉えて、様々な機関にご参加いただきたいと思っている。今回の基幹型の地域ケア会議においても、初めて金融機関、コープみらい、医師会の方々にもお出でいただいた。また、今後地域包括支援センターでの地域ケア会議を行う際に、参加要請した場合にはぜひご参加いただきたいという内容の依頼文を市のほうから送付した。今後、総合事業に実施する中で、民間企業も含めて地域のささえ合いづくりをつくっていきたいと考えている。

会長：基幹型地域ケア会議は、年に1回だけの開催か。

事務局：基幹型地域ケア会議は、1年間の総まとめとして行う年1回の開催である。他に、市内を西部地区と東部地区に分けて、2つの地域包括支援センターが合同で地域課題を話し合う会議を行っている。

会長：それは、月に1回程度行っているのか

事務局：年に2～3回程度、行っている。

会長：地域課題をあぶり出していくのに、従来型の年に1回や、年に2～3回程度の回数で足りるのか。この前、埼玉県のと光市に行って聞いてきたが、地域ケア会議を毎週行い、関係者が集まっているとのことだった。それくらい徹底して行わないと、地域課題のあぶり出しにはつながらないと思う。そのあたりのことを、もう少し抜本的に考えていた

だきたい。

事務局：今後、そういった検討をさせていただく。

委員：認知症の方が地域で暮らしていくためには様々な課題があると思うが、これまではそういった課題にどのようにして対処してきたのか。具体的なことを教えてほしい。例えば、お金の計算ができなく買い物もままならないという人に、誰かがついていくといったシステムがあるのかといったことを知りたい。

会長：地域ケア会議において、認知症の課題をどう取り上げ、どう対応をしていくのかということでもよろしいか。事務局いかがか。

事務局：認知症の方が増えていることから、様々な状況が生じている。介護保険サービスや市の事業を利用していただくほかに、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員などの方々に支援をしていただいている。

・地域包括支援センター出張所の移転について

〔質疑応答〕

委員：駐車場や駐輪場はあるのか。

事務局：駐車場は1台確保している。自転車も置ける。

委員：看板や表示など、きちんと周りから見て分かりやすくなっているか。

事務局：7月1日移転のため詳細は把握していないが、そのような対応は当然必要なため、お願いをしていく。

(2) 介護予防事業の概要報告

〔質疑応答〕

委員：資料P9の認知症サポーター養成講座において6回分がゴシックで書いてあるが、何か意味があるのか。

事務局：大変失礼した。誤植である。

委員：捉え方が変わってしまう可能性があるため、しっかりやっていただきたい。

委員：資料P12の見守りボランティア登録者数において「協力員登録」との記載があるが、どういった意味か。

事務局：65歳未満の方については、協力員として登録していただいている。

委員：資料P3の通所型介護予防事業についてだが、たまたま担当しているご家族の方から、外出するのがおっくうで引きこもりがちになってしまっているが、何か打開策はないかという相談を受けた。この方は地域包括支援センターにつないで、介護予防教室に行くようになったが、やはり皆さん介護予防事業をご存知ないと感じる。また、ご自分で地域包括支援センターに行って申請をしないと利用ができない仕組みだが、意欲が低下している方はそれが面倒であるケースも多いと思う。何かこちら側から働きかけをし、利用につなげていくことがもっと必要なのではないかと感じた。

事務局：通所型介護予防事業については、対象が二次予防事業対象者となっており、市報での募集はせず、個別に文書を送付し周知を図っている。また、受付方法であるが、ご本人に地域包括支援センターに1度来ていただくという方法をとっているが、これは参加場所の割り振りや、ご本人の身体状況や持病等を確認する必要があるため、1度お越しいた

だいている。

委員：見守りボランティアは65歳以上の方ということだが、これは何か根拠があるのか。

事務局：介護予防見守りボランティア事業は、介護保険の地域支援事業の中で実施しているもので、65歳以上の方がボランティアになっていただくことを想定して事業を始めた。

委員：65歳以上の登録者と、65歳未満の協力員では、活動内容に違いはあるのか。

事務局：活動内容に違いはない。

委員：認知症の程度は様々であり、軽い方は仕事をしている場合もある。軽い方については、ご本人の話や意見を聞くということが可能であればやっていただきたい。それから、事業の課題や対応の方向を出すのはいいが、これをいつまでに誰がどういった方法でやるのかが見えてこない。例えば、資料P14で「見守りボランティアや協力員への対応を行う人材を確保する」とあるが、どのように行うか伺いたい。

事務局：平成23年度から介護予防見守りボランティア事業をスタートしたが、ボランティアの方の中には、サロン運営や自主グループづくりなどに関心がある方が、約6割程度いるということ把握している。そういった方への対応を始めていきたい。

会長：なかなか具体的にどういう全体像を想定してやっていくのかというのは難しいと思うが、毎年何人が事業に参加したという報告だけでは不十分である。どういう有機的なネットワークを最終的につくろうとしているのかということ、ある程度青写真を示してもらいたい。すぐには難しいにしても、そういったことを意識しながら、認知症サポーター養成講座や介護予防事業を進めていただきたい。

委員：昨年から全く変わらない方式で報告がされている。資料1のP3に「会議の体系」とあるが、どこが所管して相互にどういう形で情報の共有や議論をされているのかが分からない。また、回数についてはいろいろ書かれているが、資料2のP3に「平成26年度基幹型地域包括支援センター活動実績」とあり、会議を数多く行っているが、会議の中身や、会議相互の関係性が分からない。回数だけでは実態が分からないので、もう少し分析していただくとともに、多くの会議を機能的にコントロールしながらやっていただきたい。

事務局：これまでは、介護予防事業や地域包括支援センターの運営の概要をご報告してきた。資料にあるとおり、実際には様々な会議を実施しているため、それらの内容を今後ご披瀝していきたい。

会長：全体像がなかなか見えにくい。全体的にどういう流れの中でやっていて、どういった課題があるのかということが分かりづらい。この会議は全体像を把握し、今後の方策について議論する場である。回数などの個別的なことよりも、具体的な進捗状況や課題について、分かりやすくお示しいただきたい。

事務局：現在、総合事業の実施に向けて地域資源の洗い出し等の準備を進めており、小平市における地域包括ケアの大枠をつくっている真最中である。次回以降、小平市の地域包括ケアにおける会議等の全体像を分かりやすくお示ししていきたい。

委員：1つ具体例だが、見守りボランティアの養成講座を受けた方が、町会の中で見守りボランティアを立ち上げた。その立ち上げの際に相談を受けたが、見守り方法、通報先、個人情報等の管理方法等の様々な課題があった。長期間にわたって話し合いを行い、結果としてちょこっと見守りというものが始まったが、このように見守りボランティアの講座を受けて、頑張らなくてはいけないと思った時の難しさがある。資料1のP3に見守り

ネットワーク連絡会議とあるが、これはどういった会議か。

事務局：第6期計画の中で新規の事業として位置づけているものであり、まだ始まっていない。

委員：資料1のP5に「公正・中立性確保のための方針」とあるが、公正性や中立性が侵害されるような状況の有無について事業の評価を行うという風に読めるが、そうではなく、事業全体を見て、それが適切かどうかということを検討する必要があるのではないか。地域包括支援センターそのものの活動が公正か中立かというよりも、例えば事業者の不適切な請求や虐待などのほうが重要である。また、ケアマネジャーの独立性がどれほど担保されているのかという問題もある。地域包括支援センターの公正・中立性だけではなく、全体的に活動内容を見ていく必要があるのではないか。それから資料についてだが、事業活動報告書以外のものもあるのか。他にもあれば、できるだけ多くのものを出していただかないと判定が難しい。

事務局：事業活動報告書以外にも、必要に応じて資料をお示ししていきたい。

委員：資料2のP3に医療との連携に係る会議が記載されているが、回数が少ない。これ以外に何らかのコミュニケーションルートがあるのか。この問題は、成年後見制度においては医師の診断書が重要になってくるが、それらにも関わってくる

事務局：資料の会議以外にも、体制整備に係る医師会との調整は行っている。

副会長：成年後見制度の診断書については、一定の頻度で研修会・勉強会は開催されているので、これも徐々に定着していくと思う。

(3) 地域包括ケア推進計画の広報について

〔質疑応答〕

委員：市報も私たちにとっては分かりやすいが、この情報を理解できない方や情報が伝わらない方にはどうするのかということをもう少し考えないといけないと思う。分からない方たちに対して、この状況をどう説明していくのか。こと細かく、丁寧に伝えていっていただきたい。これは、要望である。

4 協議・検討事項

(1) 地域密着型サービス事業所の指定等について

〔質疑応答〕

委員：地域密着型サービスは今後必要性が高まるサービスであるが、今回、利用者の減少により廃止になってしまったということで、今後事業者の選定についても慎重にしていく必要があるのではないか。

(2) 地域密着型サービス整備・運営事業者募集について

〔質疑応答〕

会長：小規模特別養護老人ホームは、第6期計画の中に入っていたか。

- 事務局：計画書のP91に特別養護老人ホームの整備目標を1か所、100人程度を設定しているが、そちらの記載の中に「地域密着型を含む」と記載している。
- 会長：今、地域包括ケア計画をつくっている最大の目的は、在宅で24時間安心して住める体制づくりであり、これから全力で取り組もうということになっている。そういう中で、特別養護老人ホームは、もうやめようという流れが明らかになっている。なぜつくらなければならないのかということ、もう少し分かりやすくご説明いただきたい。
- 事務局：地域密着型サービス等では対応が難しい重度の方や看取りが必要な方などは、特別養護老人ホームにお願いする部分も出てくると考えており、ある程度の整備は図っていくべきであると考えている。
- 会長：特別養護老人ホームをニーズがあるからといって、つくっていったらきりが無い。限られた予算の中で、かくかくしかじかの理由で必要だという積極的な位置づけをしないとイケない。場当たりの考えでは市民への説明にならない。特別養護老人ホームが看取りの唯一の場ではなく、他にもサービス付き高齢者向け住宅や、廃止の方向ではあるが介護療養型病床や、介護老人保健施設などの選択肢もある。そういった中で、なぜ特別養護老人ホームをつくらなければならないのかということの、コストも含めた説明が必要だ。
- 委員：私たちが将来介護保険を使うことを考えると、2割負担の場合、施設のコストを自分たちの年金の額ではまかないきれないと思う時がある。在宅のサービスに力を入れて看取りまでやるという方向性は、小平市では考えていないのか。
- 委員：地域とつながれる方は在宅でもやっていけると思うし、そのための検討をしていかなければいけないが、他者との関係性に問題がある方など特性が強すぎる方の最後の手段としての特養であるべきではないかと思う。やはり、対象となる方をきちんと見極めていくことが必要である。
- 会長：特別養護老人ホームをつくるということの意味や位置づけを、もう少しきちんとしていただきたい。特別養護老人ホームは入所者にとっては費用負担が軽く、低所得の方などには必要ではあるが、問題はごく一部の限られた人しか入れないということである。そういった限定的な意味合いを踏まえて募集をしていくべきである。基本は、在宅で安心して住める体制づくりということを承知していただき、その上で説明責任を果たしていただきたい。
- 委員：現在の待機者の数を基にして1施設つくろうというのでは話にならない。例えば、看取りも訪問医療で対応している自治体もある。そういう動きをいろいろやりながらも救えないところを、特別養護老人ホームで対応していくなどの説明をしていただきたい。

(3) 認知症ケアパス(案)について

- 委員：資料のP2、3にある「認知症の進行状況に合わせて受けられる医療・介護サービス」の図が分かりづらい。それから、P24に「認知症の診療を行っている医療機関」が掲載されているが、往診はどの程度行われているのか教えていただきたい。また、認知症の診断は難しいと聞くが、認知症の方の増加の伴い、患者さんがこういった医療機関に集中してしまうのではないかと思う。そのあたりの見通しを教えていただきたい。
- 事務局：認知症の方の往診についてだが、状況に応じてそれまでのかかりつけの先生が行ってい

る場合がある。クリニックに行って待ってられるかどうかということが関係してくる。また、大病院に行っていて、認知症でそこに行けなくなった場合、医療介護連携調整窓口に関係者が問合せをして、しっかりつないでいく体制をとっている。それから、今後認知症の方の増加に伴い、先生方の負担が増えるのではないかとのご指摘があったが、それについては東京都で認知症の診察に関する研修等を行うと聞いており、市としても協力をしていきたいと考えている。また、資料のP 2、3についてだが、私どもも苦慮しながら作成しているところであり、いろいろなサービスがたくさんあるということを知っていただきたく、こういった図にしている。何か案があればご助言いただきたい。

委員：ガイドブックに松見病院は掲載しないのか。資料3の地域ケア会議の概要報告を読むと、力を入れているように感じられる。

事務局：こちらの医療機関の一覧は、医師会と調整を行い掲載する。現在は、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」に掲載されている医療機関を載せているが、今後、松見病院と調整を行い、希望があれば掲載する。

副会長：医療機関のページについてだが、在宅医療支援診療所の強化型というのは、カバーする診療範囲が広い。小平市になくても、立川市、清瀬市、東村山市などにあるため、小平市の方が在宅医療を受けられる機会というのは結構多い。小平市にある在宅医療支援診療所の数だけで判断すると、実態を見誤る可能性がある。小平市をカバーしている在宅医療支援診療所という捉え方をしたほうがよいのではないかと。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施について

〔質疑応答〕

委員：事業所向けのアンケートで回収率が72%というのは低いと感じるが、回答期限より後に回答した事業所はあったのか。

事務局：期限後に回答があったものも集計に含めており、その上で回収率が72%となっている。

委員：総合事業におけるサービス単価、利用者負担などは市で決めるのか。事業所で決めるのか。

事務局：総合事業のサービス基準、単価、利用者負担等は、第2回介護保険運営協議会でお示ししたいと考えている。また、市の事業は、今後総合事業の実施に伴い、見直しを検討している。

委員：総合事業について、関係部署、関係機関との情報共有の取組と、それを行う体制づくりを進めていただきたい。

5 閉会

以上